

福祉サービス第三者評価機関 一般社団法人 宮城県介護福祉士会
事業内容等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 宮城県介護福祉士会（以下、「本会」という）が宮城県において第三者評価事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 福祉サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の適切なサービス選択に資するため、及び福祉サービスの質の向上を高めることを目的として福祉サービス第三者評価事業を実施する。

(所在地)

第2条 当評価機関の事務所を仙台市青葉区上杉1-6-10に置く。

(評価対象事業)

第3条 高齢福祉分野，障害福祉分野，社会的養護関係施設の3分野の第三者評価事業を実施する。

(評価調査者)

第4条 3名以上の評価調査者を置く。

2 所属する評価調査者は、別紙評価調査者名簿に記載するものとする。

(事業推進責任者)

第5条 事業推進責任者を1名置く。

(苦情対応責任者)

第6条 苦情解決責任者を1名，苦情窓口担当者を1名置く。

(評価方針)

第7条 評価の実施にあたって、別に定める「第三者評価の手法に関する規程」に基づいて評価事業を行うものとする。また、利用者等の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程の則った評価を行うものとする。

(契約及び料金)

第8条 第三者評価の実施にあたっては、所定の契約項目について依頼者と当評価機関の双方で確認し、業務を着手するまでに、契約を締結する。

2 評価料金については、別に定める料金表のとおりとする。

(評価調査者の中立性の確保)

第9条 評価調査者の中立性を確保するため、当評価機関は評価調査者が関係を有する福祉サービス事業者の評価業務に、当該評価調査者を従事、並びに関与させない。

(第三者委託の禁止)

第10条 第三者評価の実施にあたり、当評価機関以外の第三者に業務を委託しない。

(研修)

第11条 第三者評価機関として事業者、利用者等からの信頼を高めるため、第三者評価に関する研修を継続して実施するものとする。

(情報の管理)

第12条 別に定める倫理規程に則って、第三者評価事業実施に関する情報全般を管理し、利用者等並びに、評価事業を実施する福祉サービス事業所に関する情報が第三者に漏洩しないよう適切な管理を行うものとする。

(事故対応及び損害賠償)

第13条 第三者評価の実施にあたって事故が発生した場合は、速やかに受審事業者と協議し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿を備え事故内容とその対応内容を記録する。又、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2 第三者評価に伴って、当評価機関の責めに帰すべき事由により、受審事業者の職員、利用者等の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 2年11月 1日から施行する。